

貸金庫規定

近畿労働金庫

2025年10月1日現在

1. (格納品の範囲)

(1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。

- ① 公社債券、株券その他の有価証券
- ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
- ③ 貴金属、宝石、その他の貴重品

ただし、壊れやすいものは格納できません。

④ その他、前記①から③に掲げるものに準ずると認められるもの

(2) 当金庫は、前記(1)①から④に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。

(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。

- ① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの
- ② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの

2. 利用目的の確認

(1) 貸金庫の契約の締結または利用等に当たっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納物が1.に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申出を行うこととします。

(2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外のカメラ撮影や利用時の当金庫立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。

3. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

4. (使用料)

(1) 貸金庫の使用料は、当金庫所定の金額にしたがい、3月末日(以下「期間満了日」という)の翌日より1年分を前払いするものとし、毎年4月10日(休日の場合は翌営業日)に借主が指定した預金口座から自動引落としします。

なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月として、その月から最初に到来する期間満了日までの使用料を月割計算により支払ってください。

(2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更後最初に到来する契約期間から適用します。

(3) 契約期間中に解約があった場合は、使用料支払前のときは解約日の属する月までの使用料を支払ってください。また、使用料支払済のときは、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

5. (鍵の保管)

貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は予備鍵として当金庫立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当金庫が保管します。

6. (印鑑の登録)

借主または代理人が貸金庫の開庫等に使用する印鑑は、当金庫所定の印鑑届で提出してください。

7. (開閉者の確認)

当金庫所定の手続きにしたがい、「貸金庫開庫依頼書」に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合した後、正鍵により貸金庫を開閉した利用者を、正当な契約者とみなします。

8. (貸金庫の開閉等)

(1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が「貸金庫開庫依頼書」に届出の印章により署名・押印の後、正鍵を使用して行ってください。また、緊急な対応を要する場合で副鍵による開庫を行う場合は、借主が「貸金庫副鍵による開庫依頼書」に届出の印章により署名・押印して提出してください

(代理人は副鍵による開庫ができません)。

(2) 格納品の出し入れは、当金庫の指定する場所で行ってください。

(3) 用件が済んだときは、必ず施錠して閉庫してください。

施錠されなかったことにより生じた損害については、当金庫では責任を負いません。

9. (届出事項の変更等)

(1) 届出の印章を失ったとき、または印章、氏名、代表者、代理人、住所、その他の届出事項に変更があったときには、直ちに書面によって取扱店へ届出てください。

この届出前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。正鍵を失ったり、毀損したときも同様とします。

(2) 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも、通常到達すべきときに到着したものとみなします。

10. (印章、鍵の紛失時等の取扱い)

(1) 印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続きをした後に行ってください。

この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(2) 正鍵を失ったり、毀損した場合は、錠前の取替え等に要する費用を支払ってください。

なお、当金庫が貸金庫の解約または変更を求めたときには、直ちにこれに応じてください。

11. (印鑑照合等)

(1) 「貸金庫開庫依頼書」および「貸金庫副鍵による開庫依頼書」の印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて貸金庫を開閉した場合は、印章または正鍵につき偽造、変造、盗用、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) 諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いをした場合は、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(3) 貸金庫の開閉に使用される正鍵について、当金庫は確認する義務を負いません。

12. (損害の負担等)

(1) 災害、事変、その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備に故障が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) 前記(1)の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。

(3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

13. (反社会的勢力との取引拒絶)

この貸金庫は、後記14.(3)①から③のいずれにも該当しない場合に使用することができ、後記14.(3)①から③の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

14. (解約等)

(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえ、貸金庫を直ちに明け渡してください。

なお、正鍵、または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか、前記10.に準じて取扱います。

(2) 次に掲げるケースの一つにでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前記(1)と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明け渡してください。前記3.により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

① 借主が使用料を支払わないとき

② 借主について相続の開始があったとき

③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき

- ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき
 - ⑥ 正鍵の改ざん、不正使用など当金庫が正鍵の使用を不相当と認めるとき
 - ⑦ 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき
 - ⑧ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
 - ⑨ 法令で定める本人確認等における確認事項や前記 2. に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき
 - ⑩ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当金庫が判断したとき
- (3) 前記(2)のほか、次に掲げるケースの一つにでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知をすることによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前記(1)と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明け渡してください。
- ① 借主または代理人が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前記 A から D に準ずる行為
- (4) 前記(2)(3)の明け渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明け渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、前記 4. (3)にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは、直ちに支払ってください。
- なお、当金庫はこの不足額を明け渡しの日以前記 4. (1)の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (5) 前記(1)から(3)の明け渡しりが3か月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理し、もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。
- なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
- (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前記(5)の処分代金をこれに充

当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありしだい支払ってください。

15. (貸金庫の修繕、移転等)

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

16. (緊急措置)

法令の定めるところにより、貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異常等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

17. (譲渡、転貸等の禁止)

(1) 貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入することはできません。

(2) 正鍵は譲渡、質入することはできません。

18. 規定の変更

この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

以 上